

公 示 第 5 号
公 示 第 2 号
最終改正 平成25年5月16日

御前崎港における船舶と陸地との間の交通場所並びに 貨物の積卸場所の指定について

御前崎港における関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定による船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を、下記のように指定したので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成17年4月1日

清水税関支署長 山本 浩

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外国往来船	交通経由場所
(1) 中央ふ頭1号及び2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(2) 西ふ頭1号から4号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(3) 西ふ頭5号から9号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(4) 西ふ頭10号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(5) シェブロンジャパン(株)ドルフィンにけい留する船舶	シェブロンジャパン株式会社 正面受付前通路

2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
(1) 中央埠頭 1号及び2号岸壁	御前崎市港6145、6146	
(2) 西埠頭 1号から10号までの岸壁	御前崎市港6620-44地先、 6620-49、6620-56	
(3) シェブロンジャパン(株)ドルフィン	御前崎市港6620-15	

(注) 「場所の名称」は、港湾管理者が公示したもの又は企業により港湾管理者あてに届出たものである。